

仙台市プレーパーク等運営補助金交付要綱

(令和5年5月26日子ども若者局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもたちのすこやかな成長を支える遊びの環境の充実を図るため、プレーパーク等を運営する団体の活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業者 第8条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた者をいう
- (2) 補助事業 第8条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた事業をいう
- (3) プレーパーク等 子どもの安全確保に配慮しながら遊びを導き出す者（以下、「プレーリーダー」という）が配置され、プレーリーダーや地域の大人の見守りの中で、子どもが工夫して遊びを作り出す等、自発的に自由な遊びを実現できる場をいう

(補助の種類)

第3条 プレーパーク等運営補助の種類は、次のとおりとする。

- (1) スタートアップ支援事業 プレーパーク等を運営する活動を開始しようとする団体又は活動開始後1年未満の団体が、定期的にプレーパーク等を実施する取り組みに対する補助
- (2) ステップアップ支援事業 プレーパーク等の運営について1年以上活動実績がある団体が、活動の内容、活動エリア等を拡充する取り組みに対する補助

(補助対象要件等)

第4条 この補助金の補助対象事業、補助対象経費、補助金の額及び事業期間は、前条に掲げる補助の種類に応じ、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 この補助金の交付を受けることができるものは、次の要件を満たす団体とする。

- (1) 市内に活動場所を有すること
- (2) プレーパーク等を原則年4回以上運営し、次年度以降も継続して運営する予定があること
- (3) 規約、会則、定款等を有する団体で、構成員の名簿を備え、代表者が明確であること
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- (5) 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有する者に限る。)を行い、かつ、仙台市において市税（個人の市民税（当該団体が仙台市市税条例（昭和40

年仙台市条例第1号)第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税をいう。)を滞納していないこと

- (6) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の統制下にある団体ではないこと
- (7) 市区町村、民間団体等が実施するプレーリーダー養成講座(プレーリーダー研修)等を修了した者が配置されていること

(市税の滞納がないことの確認)

第6条 前条第5号に規定する要件は、市長が、申請者の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合は、この限りでない。

(交付の申請等)

第7条 規則第3条に第1項の規定による交付の申請(以下、「交付申請」という。)は仙台市プレーパーク等運営補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市長の定める期間内に市長に提出して行うものとする。

- (1) 事業計画書(第1-1号様式)
- (2) 収支予算書(第1-2号様式)
- (3) 団体の規約、会則等
- (4) 役員名簿
- (5) 市税納付状況確認同意書(第1-3号様式)又は市税の滞納がないことの証明書
- (6) プレーリーダー養成講座(プレーリーダー研修)等を修了したことを証する書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1回の公募につき1団体当たり1事業に限るものとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、交付申請が到達してから30日以内に、当該交付申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市プレーパーク等活動補助金交付決定書(第2号様式)により行うものとする。

2 前項の審査は、第3条に掲げる補助の種類に応じ、別表に定める審査基準により行うものとする。

(補助金の交付の条件)

第 9 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する市長の定める軽微な変更は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更で、費目相互間の流用であり、かつ、その額が当該流用にかかる費日のうち少ない費日の額の 3 割以内であること
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの
- 2 規則第 5 条第 1 項の規定による変更等の申請は、仙台市プレーパーク等運営補助金事業変更承認申請書（第 3 号様式）又は仙台市プレーパーク等運営補助金事業中止（廃止）承認申請書（第 4 号様式）により行うものとする。
- 3 前項の申請に対する承認は、仙台市プレーパーク等運営補助金事業（変更・中止・廃止）承認通知書（第 5 号様式）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。
- 4 前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、交付決定の通知があった日から 30 日を経過した日までに仙台市プレーパーク等運営補助金交付申請取下書（第 6 号様式）により行うものとする。

（状況報告）

第 11 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（補助事業の遂行の命令等）

- 第 12 条 市長は、前条の規定による状況報告等を受けた場合において、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。
- 2 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の遂行の一時停止を指示するものとする。
- 3 前 2 項の指示を行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（実績報告）

第 13 条 規則第 12 条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市プレーパーク等運営補助金実績報告書（第 7 号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から 7 日以内若しくは当該年度の末日までのいずれかの早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書（第7-1号様式）
- (2) 収支決算書（第7-2号様式）
- (3) 補助対象経費支出内訳書
- (4) 補助対象経費支出に係る領収書等の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市プレーパーク等運営補助金確定通知書（第8号様式）により行うものとする。

（是正のための措置）

第15条 市長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 市長は、補助金を規則第15条ただし書きの規定による概算払いにより交付するものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、仙台市プレーパーク等運営補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき

- 2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係

る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

(財産処分の制限等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産について市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- 2 規則第20条ただし書きに規定する財産の処分の制限を適用しない、市長が特に必要と認める場合は次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第六までに定める耐用年数を経過した場合
- (2) 前項の財産のうち、取得し又は効用の増加した額が10万円未満のものを処分する場合

- 3 第1項の承認を受けようするときは、理由を記載した承認申請書を市長に提出して行うものとする。

- 4 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。

- 5 補助事業者は、第1項に規定する財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(立入検査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事項は、こども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から実施する。

附 則

この改正は、令和6年5月24日から実施する。